



もがトンのFP通信

～経営者向け～

2012年3月号

緊急特集 法人契約「終身がん保険」の税務取扱い変更へ！！

はじめに

皆様、こんにちは。ファイナンシャルプランナーの最上です。
もう3月の声を聴き、今度は花粉症を心配しなくてはいけない方も多くいらっしゃるのではないのでしょうか？

皆様におかれましてもくれぐれも、季節はずれの風邪などめされませぬよう、お体ご自愛下さいますようお願い申し上げます。

さて、一昨年より水面下で動きがありました「法人契約の終身がん保険の税務取扱いの見直し」が、ついに正式に国税庁より発表されました。

以前よりも、当FP通信でも何度かご説明させていただいたとおり、当該保険は、保険料を100%経費扱いにでき、高い解約返戻金率を併せ持っていますので、所謂「簿外資産形成効果」が高いものです。それが使えなくなると、今後、中堅法人の経営及びリスク戦略、事業承継対策に、大きな影響がでるものと懸念されております。

当然、「駆け込み契約」の動きも出てきております。但し、この「駆け込み契約」にも落とし穴がありますので注意が必要です…。

今回は、本来なら「相続と事業継承シリーズ」の5回目の予定でしたが、タイムリーな話題として、『緊急特集 法人契約 終身がん保険の税務取扱い 見直しへ』と題しまして、少し掘り下げてお届けしたいと存じます。事業承継対策にも絡んで来ます。

この号のポイント：

- 1 高い解約返戻金率で、広く中堅企業に活用されていた「法人向けがん保険」の税務処理が変更されます。
- 2 「保険料全額損金」保険の意義・活用ポイントを整理します。

パブリックコメント（意見公募）…

平成24年2月29日、国税庁は、“平成13年8月10日付けの通達「法人契約の『がん保険（終身補償タイプ）・医療保険（終身保障タイプ）』の保険料の取扱いについて”を一部変更する改正案を発表し、これに対し一般の方々の意見を公募（パブリックコメント）しました。

内容としては、以下のとおりです。

- ① 従来：保険料は全額損金 ⇒ 今後：50%のみ損金。
- ② 実施日は、未発表。（改正案では“伏字”）

※この意見公募には、誰でも参加できますのでご興味をお持ちの方は、下記のアドレスにアクセスしてみてください。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=410240007&Mode=0>

行政手続法に基づき
パブリックコメント
を募集。

えっ？いつから…？

では、いつから規制が強化されるのでしょうか？
それが、『平成〇年〇月〇日以後の契約に係る「がん保険」の保険料について適用します。』という表現です。悩ましいかぎりです。

常識的に考えると、意見公募が終わった後に実効日が設定されるものと思われますが、伏字ですので、公募期日終了以前の日が入らない可能性も「0%」とは言い切れません。

公募期間は、「平成24年2月29日～3月29日」です。…3月にはいつからの契約は、どうなるのでしょうか？…悩ましいかぎりです。

特に3月決算の会社は、特に悩ましい…。この商品は従来より、決算にあわせて加入されるケースが多かった商品ですので、なおさらです。今回の変更の有無にかかわらず当該保険に加入予定であった3月決算の企業も、悩ましいことになります。

※このあたりのお悩みのある方は、一度、私にお問い合わせ下さい。
最新の情報や、対策案などをアドバイス差し上げることができると思います。

全額損金の保険の意義・活用法とは…

では、折角の機会ですので、保険料が全額損金にできる保険の意義や、どのように活用したらいいのか…もう一度整理してみましょう。

※何回か、このFP通信でも断片的に取り上げているので、一度はお聞きになった内容もあるかとは思いますが、体系的に整理するのは初めてなのでご確認の意味も含めてお読み下さい。

まず、節税効果…

保険料が損金（経費）にできるので、法人税を軽減できます。
ただ、いくら税金が減っても、戻ってこなければ意味がありません。
併せて解約返戻金がある程度貯まる保険でないといけません。
法人税の実効税率が約40%ですので、利益金の税引き後の手取り（すなわち60%）と比べ、それ以上の解約返戻金率が必要です。

節税などより重要な効果…簿外資産形成機能

この保険は誤解されています。節税効果に目が奪われすぎるため、課税逃れの姑息な手段に誤解されがちです。

私は、それよりも中堅企業にとってもっと重要な機能、「簿外資産形成機能」に注目しています。

簿外資産はまさに「企業の懐刀」…いざという時に企業を守る重要な資産です。

この保険の最大の
意義

『簿価資産形成効果』

不測のリスク 対策…

すなわち、会社がピンチの時、この保険を解約すると「簿外資産」を取り崩すこととなります。『現金』と『利益』を同時に生み出せるのです。
『貸し倒れ』『大地震』『PL・回収などの損害賠償』『労務問題による損害賠償』等々…中堅企業は誰も助けくれません。
不測の事態に備える…企業存続、雇用の確保、企業価値の継続……これが「簿外資産」を持っておく最大の意義です。

予定された資金需要の備え…

企業経営には、あらかじめ予測できる将来の大きな資金需要があります。

- ① 従業員退職金（退職者がまとまって発生する年などがあります。）
- ② 役員退職金（役員退職金は従業員より通常、高額になります。）
- ③ 設備投資（工場やビルの定期メンテナンス、新規事業参入、等）
- ④ 事業再編（分社化による事業再編、持ち株会社の設立、等）

それらに備えて、計画的に資金を貯めておく…そんなことが、これらの「簿外資産形成効果のある保険」で、準備できるのです。

事業承継対策効果…

前回（昨年11月号）で特集しましたとおり、下記のポイントで、これらの「簿外資産形成効果のある保険」は非常に有効です。

- ① 『オーナー経営者の死亡退職金・弔慰金』の資金及び利益金の準備
- ② 『金庫株』対策の資金及び利益金の準備
- ③ 『自社株の移転・持株会社設立』の為の「自社株評価額」の低減。

何のための簿外資産なのか…

見てきましたとおり、「簿外資産」は、不測の事態から企業を守り、また、事業承継などの予測可能なリスクをうまく乗り切る手助けをしてくれます。有効な「財務資産」です。

安定した企業経営を実現することが、雇用も守り、長期にわたって（従業員の払う分も含めて）より多くの納税を行うことになり、より社会に貢献できることである…と考えるのですが、いかがでしょうか。

まとめ：簿外資産形成は、自助努力の賜物

現在は高度経済成長期ではありません。デフレ経済下です。もう、待っていても自然に「簿外資産」ができることはありません。意識して、努力して作り上げる必要があるのです。それができるのは、企業のリーダーたる経営者の方のみであり、責任でもあるのです。

後記

当FP通信も、昨年12月号、本年1月号を勝手ながらお休みさせていただきました。これは、今回の業界の流れを受けて、お客様（特に12月ご決算期を迎えられる企業さま）へのご説明や対応策で、なかなか時間が取れなかったことにも原因がありました。この場をお借りして、勝手にお休みさせていただきましたことお詫び申し上げます。

【ご注意】本メールマガジンの記事に紹介・引用しております金融商品等に関しましては、あくまで一般的な内容をご紹介したものです。個々のケースにより効果は変わってきます。限られた紙面での記事でございますので全ての場合を説明できない点があることをご了解下さい。

実際に活用なさる場合は、専門家に内容を詳しくご確認の上でお願い申し上げます。

本記事内容を誤解なさって被られた被害の責任は、当方では負いかねます。何か具体的に本記事内容をご活用になられる場合には、必ず当方までご確認くださいますようお願い申し上げます。

有限会社 最晃堂 ～企業のリスクファイナンス 事業承継・相続対策～

電話番号：072-298-3715

FAX 番号：072-298-3726

携帯電話：090-8539-5376

電子メール：mogami@saikoudo.co.jp

ホームページ：<http://www.saikoudo.co.jp>